

有価証券の購入から記帳・計算の流れ

有価証券の譲渡損益の計算例も記載

金融調査部 研究員 斎藤航

今回は、金融商品会計基準における金融商品・有価証券の範囲を説明しました。今回は、株式などの有価証券を購入した場合の記帳や計算の流れの概略を説明します。補論では、有価証券の譲渡損益（有価証券を売却した場合の損失や利益）の計算例も記載しています。

有価証券の取得価額が重要

第2回では、金融商品や有価証券の範囲を説明しました。今回からはこれら金融商品の会計処理に関するルールの詳細を見ていきます。その導入として、企業が株式などの有価証券を購入した場合の記帳や計算の流れの概略を説明します¹。

まず、企業が有価証券を購入した場合には、購入に必要とした金額を「取得価額」として会計帳簿に記帳します。この取得価額は、「1単位当たりの帳簿価額」（会計帳簿に記録された資産や負債の評価額）を算出する際の基礎となります。そして、1単位当たりの帳簿価額は、有価証券を譲渡（売却）した場合の損失や利益（以下、「譲渡損益」といいます）の計算に当たって使用します。そのため、あらかじめ取得価額を記帳しておくことが重要になります²。

以下では、これらの算出方法を見ていきます。

有価証券の取得価額

有価証券の取得価額は、購入した有価証券であれば、その購入の代価とします。購入に当たっての購入手数料やその他購入に必要とした費用は、原則として取得価額に含めます。

¹ 今回説明する内容は、金融商品会計基準ではなく、法人税法や法人税法施行令などに規定されていますが、企業の有価証券購入以降の会計処理のプロセスとして重要です。

² ほかにも、期末の時価評価による評価差額を求める際に取得価額が重要になります。詳しくは別の回で説明しますが、例えば、売買目的有価証券（短期間の価格変動により収益の獲得を目的とする有価証券）に関しては、期末時点の時価と取得価額の差額（評価差額）を当期の損益として損益計算書に計上します。

有価証券の譲渡損益の計算

保有している有価証券を譲渡（売却）した場合、有価証券の譲渡損益は、

$$\text{譲渡損益} = \text{譲渡価額（売却価額）} - \text{譲渡原価}$$

で求めます。譲渡原価は、1 単位当たりの帳簿価額に譲渡した単位数を掛けた金額となります。

$$\text{譲渡原価} = 1 \text{ 単位当たりの帳簿価額} \times \text{譲渡した単位数}$$

1 単位当たりの帳簿価額の算出方法

上述の通り、譲渡原価を求めるためには、1 単位当たりの帳簿価額を求める必要があります。1 回有価証券を購入して、そのまま譲渡（売却）するだけであれば、1 単位当たりの帳簿価額は、購入した有価証券の取得価額を単位数で割れば求まるため、話は単純です。しかし、何回も有価証券の購入・譲渡を繰り返す場合は、1 単位当たりの帳簿価額を算定するための特別な計算が必要となります。その算出方法として、移動平均法と総平均法の二つの方法が認められています。

①：移動平均法

移動平均法は、有価証券を銘柄ごとに区分し、銘柄の同じ**有価証券を購入する都度**、以下の式によって1 単位当たりの帳簿価額を算出する方法です。

$$1 \text{ 単位当たりの帳簿価額} = \frac{\text{購入直前の有価証券の帳簿価額} + \text{購入した有価証券の取得価額}}{\text{購入後の有価証券の総単位数}}$$

そのため、移動平均法では、譲渡原価を求める際に用いる 1 単位当たりの帳簿価額は、譲渡時点で決定します。

②：総平均法

総平均法は、有価証券を銘柄ごとに区分し、銘柄の同じ有価証券ごとに、**期末において**、以下の式によって1 単位当たりの帳簿価額を算出する方法です。

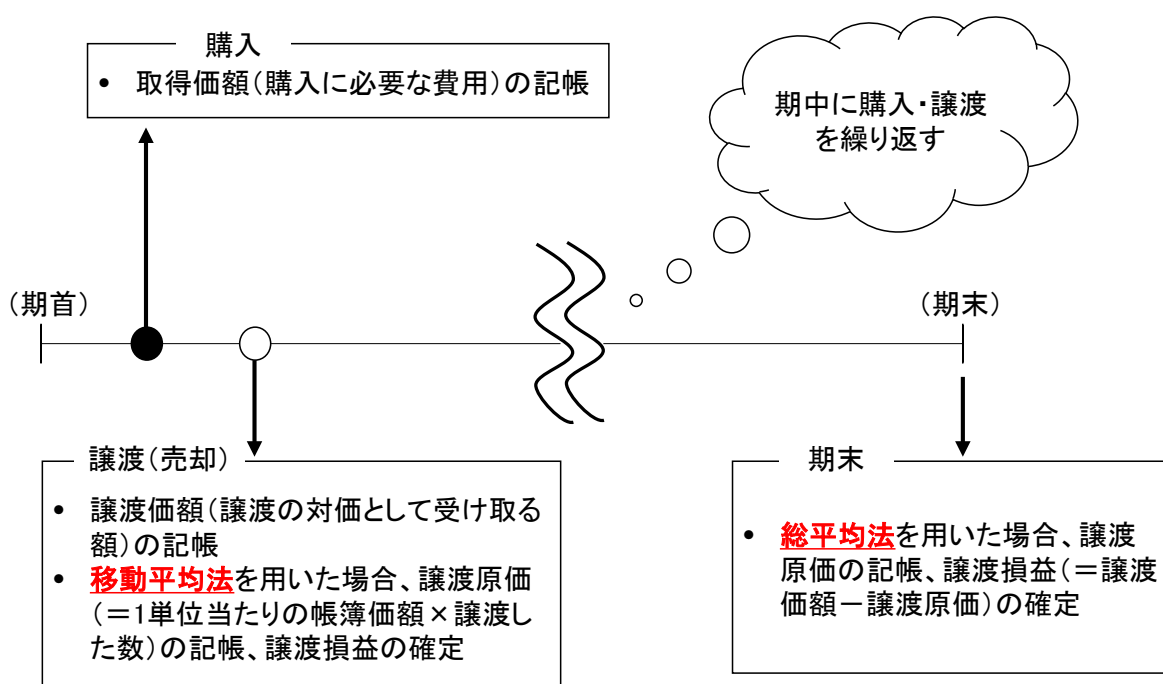
$$1 \text{ 単位当たりの帳簿価額} = \frac{\text{期首時点の有価証券の帳簿価額の総額} + \text{期末までに購入した有価証券の取得価額の総額}}{\text{期末時点に有する有価証券の総単位数}}$$

そのため、総平均法では、譲渡原価を求める際に用いる 1 単位当たりの帳簿価額は、期末時点で決定します。

有価証券の購入から譲渡損益計算までのプロセス

以上のように、移動平均法・総平均法のどちらを用いるかによって算出方法や結果は異なりますが、どちらも取得価額を用いて譲渡原価を求めます。有価証券購入後のプロセスは、図表1のように、移動平均法では、有価証券の譲渡の際に譲渡損益が確定します。一方、総平均法では、期中（期首から期末までの間）に購入・譲渡を繰り返した後、**期末**に譲渡損益が確定することとなります。

図表1 有価証券の購入、譲渡損益計算までの流れ



(注) ●は有価証券の購入時点、○は有価証券の譲渡時点を表す
(出所) 大和総研作成

図表1のような会計処理のプロセスを経るに当たり、有価証券の取引認識時期（新たに財務諸表に、取得価額を計上したり譲渡損益を計上したりするタイミング）をいつにするかが重要になります。また、有価証券以外の金融商品も財務諸表に新たに計上する「**発生の認識**」のタイミングをいつにするかということは、記帳を行うに当たって重要なポイントです。次回は、有価証券を含む金融商品の発生の認識について詳しく見るとともに、有価証券の売買に係る仕訳例を説明します。

(次回予告：第4回 金融商品の発生の認識)

補論：譲渡損益の計算例

図表2に示される利付国債を購入・譲渡（売却）している企業を想定し、移動平均法・総平均法それぞれで譲渡損益の計算をしてみます。4月1日を期首とし、3月31日を期末とする企業を想定しています。国債はすべて額面を100円として発行されています。額面金額は、「額面×（購入または譲渡）単位数」で求められます。例では、単純化のため、購入、譲渡ともにすべて単位数は1,000とし、額面金額は100,000円としています。

図表2 計算例における利付国債の取引状況（仮定）

	購入				譲渡（売却）			
	1単位当たりの 価格 (額面100円)	額面金額	単位数	金額	1単位当たりの 価格 (額面100円)	額面金額	単位数	金額
4/1 (期首)								
5/20	97.5円	100,000円	1,000	97,500円				
7/11	96.9円	100,000円	1,000	96,900円				
9/10					98.0円	100,000円	1,000	98,000円
12/21	97.0円	100,000円	1,000	97,000円				
3/31 (期末)								

(注) 値は仮定のものです。

(出所) 大和総研作成

①：移動平均法による譲渡損益の計算

(1) 移動平均法による1単位当たりの帳簿価額、譲渡原価の計算

移動平均法では、有価証券を購入する都度、1単位当たりの帳簿価額を計算し直します。そのため、7/11の購入時点で1単位当たりの帳簿価額が次のように変更されます。

$$7/11 \text{ 時点の } 1 \text{ 単位当たりの帳簿価額} = \frac{97,500 + 96,900}{1,000 + 1,000} = 97.2 \text{ 円}$$

この1単位当たりの帳簿価額が9/10の譲渡時点での譲渡原価の計算に用いられます。「譲渡原価=1単位当たりの帳簿価額×譲渡した単位数」であり、売却の単位数は1,000のため、

$$\text{譲渡原価} = 97.2 \times 1,000 = 97,200 \text{ 円}$$

となります。

(2) 譲渡損益の計算

譲渡原価は、97,200円でした。「譲渡損益=譲渡価額-譲渡原価」で求められるため、

$$\text{譲渡損益} = 98,000 - 97,200 = 800 \text{ 円}$$

となります。

②：総平均法による譲渡損益の計算

(1) 総平均法による1単位当たりの帳簿価額、譲渡原価の計算

総平均法では、期首に有していた有価証券の帳簿価額の総額と期末までに購入した有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの有価証券の総単位数で割って算出したものを、1単位当たりの帳簿価額としました。例では、期首には国債を保有していないため、期末までに購入した国債の取得価額の総額をその総単位数で割ることで求められます。

$$1 \text{ 単位当たりの帳簿価額} = \frac{97,500 + 96,900 + 97,000}{1,000 + 1,000 + 1,000} = 97.133 \dots \text{円}$$

「譲渡原価＝1単位当たりの帳簿価額×譲渡した単位数」で求められました。売却の単位数は1,000であるため、

$$\text{譲渡原価} = 97.13 \dots \times 1,000 = 97,133 \text{円}$$

となります。

(2) 譲渡損益の計算

譲渡原価は、97,133円でした。「譲渡損益＝譲渡価額－譲渡原価」で求められるため、

$$\text{譲渡損益} = 98,000 - 97,133 = 867 \text{円}$$

となります。

以上